

世界とつながるスペシャルプログラム約款

株式会社留学ジャーナル（以下「当社」といいます。）は、以下のとおり、世界とつながるスペシャルプログラム約款（以下「本約款」といいます。）に基づき「世界とつながるスペシャルプログラム」（以下「当プログラム」といいます。）を提供します。ご利用にあたり、申し込み者に遵守していただかなければならない事項並びに当社と当プログラム申し込み者との間における注意事項や義務が定められています。当プログラムをお申し込みされる場合、お申し込み前に本約款を全文お読みの上、同意いただきます。

第1条（約款の適用）

本約款は、当プログラムの申し込み者に適用され、当プログラムへの申し込み完了時をもって、本約款のすべての条項に同意したものとみなします。申し込み希望者は、本約款を承諾の上当社に対し、当プログラムを申し込みます。なお、本約款は、当プログラムの契約内容となります。

第2条（申し込みの条件）

申し込み希望者による、当プログラムへの申し込みは、以下の条件を満たしていることが必要となります。

- (1) パソコン、スマートフォン、タブレット等の端末およびヘッドフォン、Webカメラを自己の責任と費用で用意できること。
- (2) ご自宅より受講いただくこととなりますので、その際の通信手段としての電話回線、インターネット回線は、申し込み者の負担となります。
- (3) 当プログラムの参加にあたって、以下に記載する必要なソフトウェアを自己の責任と費用で用意できること。
 - ① マイクロソフト社製オフィス：Word・Excel・PowerPoint（2016年度版以降のバージョン）
 - ② Web会議コミュニケーション用ツール：Zoom
 - ③ 上記以外で、当プログラムの研修受け入れ先（以下「研修先」といいます。）が指定したソフトウェア
- (4) 当プログラムの参加にあたり、英語力は問いません。
- (5) 研修参加者および外国人サポーターと積極的なコミュニケーションを図れること。また、その意欲があること（言語は、日本語および英語）。

第3条（契約の申し込みと成立）

本約款における当プログラム契約の申し込みと成立は、申し込み希望者が指定の申込書に必要事項を記入の上、当社に提出し、第8条に基づく当プログラムの研修費用を支払い、その両方を当社が受領確認したときをいいます。尚、申し込み者が2021/2/20（土）までに15名に満たない場合は、当プログラムは催行されません。

第4条（拒否事由）

当社は、申し込み者から、本約款に基づく当プログラムの申し込みがあった場合、次に定める事由の一つあるいは複数認められるときは、申し込み者からの申し込みをお断りすることがあります。

- (1) 申し込み者が第2条に定める申し込みの条件を満たせないと当社が判断した場合
- (2) 申し込み者が未成年である場合または学生の場合、当プログラムの参加について親権者（保護者等）の同意がないとき。
- (3) 申し込み者が希望する当プログラムの定員に受入可能な余裕がない場合等、客観的に手配できる可能性がないことが明らかなきとき。
- (4) 申し込み者が希望する当プログラムの申し込み手続きの期限までに、諸手続きが完了できる見通しがなくとき。
- (5) その他、当社が不相当と認めたとき。

第5条（禁止事項）

申し込み者は以下に該当する行為または当社が該当すると判断した行為を行わないものとします。

- (1) 当社および研修先または第三者の知的財産権、肖像権、プライバシーの権利、名誉、その他の権利または利益を侵害する行為
- (2) 当プログラムの利用形態を超えて利用（複製、送信、転載、改変等の行為、およびそれに準ずる行為）する行為
- (3) 犯罪行為に関連する行為または公序良俗に反する行為
- (4) 宗教、政治結社、マルチ商法等の勧誘または交際を目的とする行為
- (5) 法令または当社および研修先が所属する業界団体の内部規則に違反する行為
- (6) コンピュータウイルスその他の有害なコンピュータプログラムを含む情報を送信する行為
- (7) 当社および研修先が定める一定のデータ容量以上のデータを研修受講期間内に送信する行為
- (8) 当社および研修先による当プログラムの運営を妨げる行為
- (9) 第三者のID・パスワード等を利用し、第三者に成りすます行為、または自己のID・パスワードを第三者に利用させ、または貸与、譲渡、名義変更、売買等する行為
- (10) その他当社が不適切と判断する行為

第6条（プログラムの範囲）

当プログラムの範囲は以下のとおりです。

- (1) 当プログラム応募書類の受付・連絡
当社に提出された申し込み書類を確認します。また、研修先との必要情報の連絡は、電話、メール等の通信機器によりご連絡いたします。
- (2) 研修先への日程確認および受講手配
- (3) 研修カリキュラム（オンライン）の提供
- (4) 研修会場（インターネット回線を含む。）および事前資料の提供
*研修会場については、コロナ禍の影響によりご自宅となる場合がある旨ご了承ください。
- (5) 外国人サポーター等の手配

第7条（必要書類）

申し込み者が当プログラムに基づくサービスを受けるにあたり、手続きに必要な書類がある場合は、当社より別途「必要書類案内」を送付してご連絡します。申し込み者は、指定された書類に指定された言語にて必要事項を記入の上、必ず指定の期日までに当社の担当者までお送りください。

第8条（費用および期間）

当プログラムの研修費用 2日間 37,000円（税込み）

第9条（申し込み後の取消しと返金）

申し込み契約の成立後、当プログラム開始前日から起算して遡って31日目にあたる日以前までは取消し手数料はかかりません。その際には振込手数料を申し込み者負担にてご返金いたします。

- (1) 申し込み契約の成立後、当プログラム開始前日から起算して遡って30日目にあたる日から21日目にあたる日までの取消は、取消料として18,500円。
- (2) 申し込み契約の成立後、当プログラム開始前日から起算して遡って20日目にあたる日から5日目にあたる日までの取消しは、取消料として29,600円。
- (3) 申し込み契約の成立後、当プログラム開始前日から起算して遡って4日目にあたる日から開始前日までの取消は、取消料として33,300円。
- (4) 申し込み契約の成立後、当社及び申し込み者の責によらない事由により、申し込み者が当プログラムを受けられない場合は、申し込み者に対し、お支払い費用から取消しをするためにかかった実費を差し引き、振込手数料を申し込み者負担にてご返金いたします。
- (5) 前項の場合を除き、当プログラム開始日以降の取消しについては、返金はありません。

第10条（支払い）

申し込み者は、第8条に定められた研修費用（追加費用がある場合はその費用）の支払いを当社が指定する期日までに当社指定の口座に振り込みまたは所定の方法で入金するものとします。

なお、本約款の各条項に定める各種費用の支払いについて、金融機関を通じて当社に対してお支払いいただく際の振り込み手数料や送金手数料（以下「振込手数料」といいます。）ならびに当社から申し込み者に対して返金する際の振り込み手数料は、すべて申し込み者のご負担となります。

第11条（各種手続きの継続が不可能な場合）

当社指定の期日までに必要な書類、または費用が申し込み者により送付・入金されず、申し込み者の責による事由により当社が各種手続きをできなかった場合、当社は申し込み者に対して本約款に基づき、支払い済みの費用を一切返金いたしません。また、その期日に応じて発生した研修先等に対する取消し料、当社の責によらない事由により、当社に生じた費用及び損失は、申し込み者が負担するものとします。申し込み者は、当社からの請求後、直ちにかかる費用及び損失を当社に支払うものとします。

第12条（当社からの解約）

(1) 申し込み者に次に定める事由が生じた場合、当社は催告の上、本約款に基づく当プログラム契約を解約することができるものとします。

- ①申し込み者が、当社指定の期日までに、第7条に定める必要な書類を送付しないとき。
- ②申し込み者が、当社指定の期日までに、第8条、第9条に定める費用の支払いを行わないとき。
- ③申し込み者が所在不明、または当社からの連絡に対し、返信期限を過ぎ1ヵ月以上にわたり連絡不能となったとき。
- ④申し込み者が当社に届け出た、申し込み者に関する情報に虚偽あるいは重大な遺漏のあることが判明したとき。
- ⑤申し込み者が、本約款に違反したとき。
- ⑥申し込み者が、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業または総会屋等その他の反社会的勢力であると認められるとき。
- ⑦申し込み者が、当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動もしくは暴力を用いる行為またはこれらに準ずる行為を行ったとき。
- ⑧申し込み者が、風説を流布し、偽計を用いもしくは威力を用いて当社の信用を毀損もしくは当社の業務を妨害する行為またはこれらに準ずる行為を行ったとき。
- ⑨その他当社の業務上の都合があるとき。

(2) 前項に基づき、当社が本約款に基づく当プログラム契約を解約したとき、当社に対して本約款に基づき支払い済みの費用を申し込み者に対して一切返金いたしません。また、解約により発生した研修先等に対するあらゆるキャンセル料や前項に基づく解約により当社に生じた費用及び損失は、申し込み者が負担するものとします。申し込み者は、当社からの請求後、直ちにかかる費用及び損失を、当社に支払うものとします。

第13条（不可抗力）

天災地変、戦争、暴動、内乱、同盟罷業、争議行為、テロ、感染症（世界的なパンデミックまたはエピソード、日本または当プログラム実施国の緊急事態宣言期間を含む。状況によっては、アウトブレイクも含む場合がある。）等、その他不可抗力により、本契約の全部または一部の履行に遅延を生じ、または履行することが困難となった場合は、当社および申し込み者は共にその責任を負いません。

第14条（免責事項）

当社は、次に例示するような当社の責によらない事由により、申し込み者、研修先、またはその他第三者に生じた損害に対して一切その責任を負いません。ただし、当社に故意または過失が存する場合はこの限りではありません。

- (1) 申し込み者が研修先から懲罰等を受けた場合
- (2) 申し込み者が、本約款に違反した場合
- (3) 申し込み者は、当プログラム開始後、申し込み者の責任において行動するものとし、法令、公序良俗もしくは研修先等の規則等に違反した場合、および申し込み者の責により研修先等に

損害等が発生した場合

- (4) 当プログラムの提供に必要な装置、コンピュータシステムまたは通信回線等が申し込み者に起因する事情により、不通、不良および事故等により使用不能となった場合
- (5) いわゆるハッカー等の介入によりサービス提供が困難になった場合
- (6) 天災、地変、戦乱、暴動、内乱、同盟罷業、テロ行為、感染症（世界的なパンデミックまたはエピソード、日本または当プログラム実施国の緊急事態宣言期間を含む。状況によっては、アウトブレイクも含む場合がある。）、日本または外国の官公署の命令、陸海空における不慮の災難、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、当初の運行計画によらない運送サービスの提供、申し込み者の生命または身体の安全確保のために必要な措置、その他不可抗力による場合
- (7) 研修先への受入れ決定後、研修先の都合により、申し込み者が研修できなくなった場合またはその研修期間を短縮する必要がある場合
- (8) 研修先から当社に送られてきた最新資料に基づき当プログラムを提供しますが、当社の責によらず、研修先事情により、受入条件・研修内容・費用・その他当プログラムの内容に関して、予告なしに変更される場合や定員に満たない等の理由、その他の事情から実施されなくなった場合

第15条（損害の負担）

当社は、当社の責によらない事由により申し込み者が何らかの損害を受けた場合、その責任を負いませんが、当社に故意または過失が存する場合はこの限りではありません。

第16条（不担保事項）

当プログラムの参加にあたって、当社はグローバルな視点での研修機会を提供するものであり、研修成果に対する成果保証や就職先の斡旋または就職先の保証並びに研修後の語学力向上、資格取得あるいは研修技能等の向上を保証するものではありません。

第17条（守秘義務について）

当社では、申し込み者の同意の下に得た個人データ等の守秘されるべき情報は、個人情報保護法に基づき、当プログラム手配の目的以外では一切使用せず、他に漏らしません。ただし、万一の緊急事故対応及びサポートに備えるために必要な場合、当申込書記載内容を当社と提携する海外サービス機関、国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して、協力する必要性がある場合に限り開示することがあります。

第18条（個人情報の取扱について）

当社では、個人情報保護法に基づき、プライバシーポリシー（個人情報保護方針）において申し込み者の個人情報の取得及び利用、利用目的、第三者提供、管理、照会、開示、変更、利用停止、削除等について以下の通り取り扱います。

（1）個人情報の取得及び利用について

当社は、適法かつ公正な手段によって個人情報を取得し、以下に記す利用目的の範囲内で業務の

遂行上必要な限りにおいて利用します。当社は、個人情報を第三者との間で共同利用し、または個人情報の取り扱いを第三者に委託する場合には、当該第三者につき厳重な調査を行った上、秘密を保持させるために適正な監督を行います。

(2) 個人情報の利用目的について

申し込み者が相談、申し込み、及び他のサービスをご利用いただく際、申し込み者の名前、年齢、生年月日、住所、電子メールアドレス、電話番号、ファックス番号、職業、勤務先または身分証明書等の各個人情報の提供をお願いする場合があります。これらは、希望される研修やサービスを当社が提供する際に必要となる情報です。いずれの場合も、必要最低限の事項を除き、申し込み者の個人情報を当社へ提供いただくか否かについては、申し込み者自身が選択できるものであり、申し込み者自身に判断を委ねます。その他当社では、より良い商品の開発のためのマーケット分析やアンケート調査、そして当社及び当社と提携する企業やグループ会社の商品・サービスのご案内等を申し込み者にお届けするため、あるいは、研修後のご意見やご感想の提供をお願いするなど、申し込み者の個人情報を利用させていただく場合があります。なお、申し込み者から提供いただけない個人情報の内容によっては、当社の商品・サービスをご利用いただけない場合があります。

(3) 個人情報の第三者提供について

当社は、法令に定める場合を除き、個人情報を事前に申し込み者の同意を得ることなく第三者に提供しません。当社は、申し込み者へ留学商品・サービスを提供する上で必要と判断した場合は、申し込み者が提供した申し込み者の名前、年齢、生年月日、住所、電子メールアドレス、電話番号、ファックス番号、職業、勤務先または身分証明書や戸籍謄本（抄本）等の各個人情報を、あらかじめ当社との間で秘密保持契約を結んでいる企業等（現地手配会社等の業務委託先）に開示します。ただし、次のいずれかの場合を除いて、申し込み者が提供した個人情報を第三者に開示することはありません。次の②項と③項のような例外事項については、開示する場合、個人情報保護管理者の責任の下において行います。

①申し込み者本人が個人情報の開示に同意している場合

②法令により開示が求められた場合

③申し込み者本人または公衆の生命、健康、財産などの利益を保護するために必要な場合

④統計資料等のように個人を特定することが不可能な状態で開示する場合

(4) 個人情報の管理について

当社は、個人情報の正確性を保ち、これを安全に管理します。個人情報の紛失、破壊、改ざん、毀損及び漏洩等を防止するため、不正アクセス、コンピュータウイルス等に対する適正な情報セキュリティ対策を講じ、合理的な範囲内で適切な安全対策を講じます。また当社は、個人情報を持ち出し、外部への送信等による漏洩を防止します。申し込み者が提供した個人情報の内容を、申し込み者の同意を得ずして変更することはしません。さらに、情報処理を外部企業に委託する場合も同様です。

(5) 個人情報の照会・開示・変更・利用停止・削除について

当社は、申し込み者が自己の個人情報について、照会・開示・変更・利用停止・削除等を求める権利を有していることを認識し、これらの要求がある場合は、異議なく速やかに対応します。その際は、個人情報の提供者本人であることを確認させていただきます。なお、要望に従って個人情

報を変更・利用停止・削除等した場合は、当社の商品やサービスを利用できない場合があります。

(6) 個人情報保護管理者

当社では、個人情報保護管理者を次の通り定めています。

東京本社管理部 池田 雄一郎

連絡先：03-5312-4421（代）（平日のみ 10：00～18：00）

第 19 条（管轄裁判所）

本約款に関する訴訟その他一切の法的手続き（裁判所の法定手続を含む。）については、訴額により東京簡易裁判所または東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 20 条（約款の変更）

本約款の変更が当プログラム契約の目的に反せず、変更の必要性、変更後の内容の相当性、その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるときは、変更されることがあります。変更にあたっては、その効力発生時期を定め、本約款を変更する旨及び変更後の本約款の内容並びにその効力発生時期を、当社のホームページにて、効力発生日以前に約 30 日間の一定期間をもって告知します。

第 21 条（準拠法）

本約款は、日本法に準拠し、同法に従って解釈されるものとします。

第 22 条（発効期日）

本約款の内容は、2020年12月15日以降に申し込まれる「世界とつながるスペシャルプログラム契約」に適用されます。